必見！
株主・投資家の皆様へ！

上場会社の「株券電子化」

2009年1月5日よりスタートしました！

株式の管理 取引がより安全で効率的に！

お知らせ 1

株券電子化実施により、すべての上場会社の株式は、証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

お知らせ 2

お手元にある株券の権利は、特別口座で保全されます。

特別口座は、上場会社が株主名簿の名義人の名前で信託銀行等に開設する口座です。(口座開設のご案内が平成21年2月中旬に郵送されています。)
特別口座に記録された株式を売却するためには、まず、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を証券会社の取引口座へ振り替えることが必要です。(特別口座を開設する信託銀行等又はお近くの証券会社にご相談ください。)

株券電子化について分からないことがあるときは…

下記の相談窓口までお問い合わせください！

株券電子化に関するご質問・ご相談は、株券電子化コールセンターへ

お問い合わせ先および情報は！

「株券電子化」なんでも相談窓口
(株券電子化コールセンター)※

0120-77-0915
(平日／9:00～17:00 通話無料)

※株券電子化コールセンターは、㈱証券保管振替機構・日本証券業協会・㈱東京証券取引所が共同で運営する株券電子化についての相談窓口です。

金融庁　法務省　日本銀行
日本経済団体連合会　全国株懇連合会　全国銀行協会　信託協会　日本証券業協会　証券保管振替機構
東京証券取引所　大阪証券取引所　名古屋証券取引所　福岡証券取引所　札幌証券取引所　ジャスダック証券取引所

株券電子化後の変更点・注意点について

❶ 配当金の受取が便利になります。

配当金の受取方法は、郵便局（又は銀行）の窓口で「配当金領収証」と引換えに受領する方法と銀行等の預金口座を個別銘柄ごとに指定して受領する方法でしたが、これに加え、次の方法での受領が可能になりました。

❶ 保有する株式の配当金を一括して銀行等の預金口座で受領する方法「登録配当金受領口座方式」。

証券会社又は信託銀行等に「登録配当金受領口座方式」について申出てください。一定の手続きにより配当金の振込み先（銀行等の口座）を登録します。
これにより保有する株式の配当金を一括して、登録した振込み先（銀行等の口座）で受領することができます。
注1.複数の証券会社等に口座がある場合も、1つの証券会社等で手続きができます。　**注2.**振込み先の指定は、1つの金融機関に限ります。

❷ 証券会社の取引口座で受領する方法「株式数比例配分方式」。

お取引のある証券会社で「株式数比例配分方式」について申出てください。一定の手続きにより証券会社の取引口座（複数の証券会社に残高がある場合は、残高に応じて配分します。）で配当金を受領することができます。
注1.複数の証券会社に口座がある場合も、1つの証券会社で手続きができます。　**注2.**「特別口座」に株式をお持ちの方はご利用できません。

❷ 株式の売買については、お近くの証券会社へご相談ください。

❶ 証券会社の口座に記録された株式については、今までどおり売却が可能です。

❷ 「特別口座」に記録された株式は、まず、証券会社に取引口座を開設し、「特別口座」から証券会社の取引口座へ株式を振り替えてから売却することになります。

❸ 株式担保取引は、証券会社等の口座を通じた取引となります。

**株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。
取引の方法は、お取引の証券会社や担保取引先の銀行等にご相談ください。**

※（参考）お取扱い詳細は、全国銀行協会HP　http://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/12/16150000.html をご参照ください。

❹ 詐欺的行為にご注意ください。

※無価値となった上場株券（券面）について、次の行為は、詐欺的行為の可能性がありますのでご注意ください。

❶ 無価値となった株券（券面）を株式市場の価格で売却する行為。

❷ 株券（券面）を回収する行為。

❸ 上場会社になりすまし、「特別口座」等の開設請負や手数料等の請求行為。

※非上場会社の株券は、電子化の対象外ですのでご注意ください。　その他、不審に思われたことは、「株券電子化」なんでも相談窓口までご相談ください。

❺ お手元に株券がある方で、名義書換をしないまま株券電子化を迎えた場合、名義回復方法は次のとおりです。

❶ 株券と買付時の受渡証明書等の書類を信託銀行等に提出し請求する（電子化実施後1年間の特例措置）。

❷ 名義株主と株券所有者が共同で信託銀行等に請求する。

❸ 裁判所の判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等であって執行力を有するものの正本、謄本を添付して信託銀行等に請求する。

❹ 相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して信託銀行等に請求する。

❻ 少数株主権等を行使するためには「個別株主通知」が必要となります。

株主提案権などの少数株主権等を行使するためには、「個別株主通知」を行うことが必要となります。少数株主権等を行使しようとする株主は、口座を開設した証券会社等に「個別株主通知」を行うよう請求してください。

ご注意

・本リーフレットは、2009年（平成21年）3月末時点の情報に基づき作成しております。今後公布される法律、政・省令等により、変更になる可能性がございます。
・著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。
・株券電子化についての周知を図る目的に限って、本リーフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、および内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）※
http://www.kessaicenter.com/

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年（平成11年）7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。